



令和 3 年 3 月 2 3 日
海 上 保 安 庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案」を閣議決定

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、介護給付の金額の改定を行うため、標記の政令案が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 62 号（以下「施行令」という。））においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）に基づき、海上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に、国が給付すべき災害給付の金額等が定められている。

施行令に定める災害給付の具体的な金額等については、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）の補償制度を参考に定められている。

2. 概要

介護給付について（施行令第 4 条の 2 第 2 項関係）

補償法に基づいて定められている「介護補償」の月額が令和 3 年 4 月 1 日より引上げられる予定であることから、これに合わせ、施行令における介護給付に係る金額を改定することとする。

① 常時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額 : 166,950 円（現行） → 171,650 円（改定後）
イ 親族介護の場合の月額 : 72,990 円（現行） → 73,090 円（改定後）

② 随時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額 : 83,480 円（現行） → 85,780 円（改定後）
イ 親族介護の場合の月額 : 36,500 円（現行） → 改定なし

3. 今後のスケジュール

公 布 : 令和 3 年 3 月 26 日
施 行 : 令和 3 年 4 月 1 日